

車種区分証明書の発行について

当社では、料金車種区分の判別を円滑に行い、スムーズにご通行いただけるよう、車種区分証明書の発行をいたします。

【発行手続きについて】

○お客さまから申請書をご提出いただき、当社の社員等が自動車検査証及び実際のお車を確認の上、車種区分証明書を発行いたします。

○発行場所は次のとおりです。ご希望の方は、**あらかじめ**ご連絡ください。直接発行場所にお越しいただいた場合対応はできませんのでご了承下さい。

(電話受付時間：10:00～17:00 ※は、土曜日・日曜日・祝日及び年末・年始が休業日となります。)

発行場所		連絡先	駐車スペース	
			普通マス 2.5×5m	大型マス 3.2×13m
首都高速道路(株)東京西局 ※	東京都千代田区平河町	03-3264-8754	○	×
首都高速道路(株)東京東局 ※	東京都中央区日本橋箱崎町	03-5640-4832	○	×
首都高速道路(株)神奈川局 ※	横浜市西区みなとみらい	045-307-0512	○	×
1号羽田線(上)	平和島パーキングエリア	03-3763-4786	○	○
3号渋谷線(上)	用賀パーキングエリア	03-3709-2651	○	×
4号新宿線(上)	永福パーキングエリア	03-3327-6611	○	×
5号池袋線(上)	志村パーキングエリア	03-3965-5841	○	×
6号三郷線(上)	八潮パーキングエリア	048-997-3101	○	○
湾岸線(西行)	市川パーキングエリア	047-395-8345	○	○

○発行場所までの首都高速道路通行利用料金は、お客さまにご負担いただけます。

○お客さま希望発行場所が事故などにより、対応できない場合がございます。

○発行場所では、必要書類への記載、車検証、自動車の撮影にご協力をお願いいたします。

○車種区分証明書の発行には日数を要しますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

【通行方法等】

○車種区分証明書が発行されたお客さまは、首都高をご利用いただく際に携行いただき、料金のお支払い時に料金所係員にご提示ください。

○自動車検査証の有効期限が満了した場合、及び記載事項が変更された場合は、当該車種区分証明書は無効となります。

○引き続き車種区分証明書が必要な場合は、無効となった車種区分証明書を返却し、更新又は再交付を行ってください。